

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者

法人名 : 合同会社 Asteru
所在地 : 福岡県田川郡福智町神崎705番地3
法人種別 : 居宅介護支援事業
代表者 氏名 : 毛利 亜由美
電話番号 : 090-7395-2240

2 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営む事が出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号

事業所名 : 心愛ケアプランセンター
所在地 : 福岡県飯塚市柏の森36-5
介護保険指定番号 : 4071804373
サービス提供地域 : 飯塚市・嘉麻市・桂川町・田川市・田川郡・鞍手郡・直方市・宮若市の区域とする。

(2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	勤務形態	人数
管理者	事業所の管理・運営	常勤・兼務	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	兼務	1人以上

(3) 勤務体制

営業日	月～金曜日。但し、国民の祝日及び8月13日～15日、さらに12月29日～1月3日まで休業します。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
緊急連絡先	0948-52-3509（電話等により24時間連絡可能な体制を取ります。）

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	アセスメントシートを使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回の利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4 利用料金

(1) 利用料: 当介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

(2) 解約料: お客様はいつでも契約を解除する事ができ、一切、料金はかかりません。

5 利用者からの相談または苦情に対する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	福岡県飯塚市柏の森36-5
担当者	毛利 亜由美
電話/FAX番号	0948-52-3509 / 050-3094-9819
対応時間	午前9時00分～午後5時00分/電話等により常時連絡可能な体制を取りま

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合には直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに当事者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記の通り設置されています。

外部苦情相談窓口

福岡国民健康保険団体(介護サービス苦情窓	福岡県広域連合
〒福岡市博多区吉塚本町13番47号	〒福岡市博多区千代4丁目1番27号
電話 092-642-7859 FAX 092-642-7856	電話 092-643-7055 FAX 092-641-2432
福岡県広域連合田川・桂川支部	田川市高齢介護係
〒田川市新町18-7 田川自治会館内	〒福岡県田川市中央町1-1
電話 0947-49-1093 FAX 0947-49-	電話 0947-85-7129 FAX 0947-47-1324
鞍手町福祉人権課高齢者福祉係	直方市介護保険課
〒福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705	〒福岡県直方市殿町7番1号
電話 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693	電話 0949-25-2390 FAX 0949-24-7320
嘉麻市高齢者介護課	飯塚市介護保険課
〒福岡県嘉麻市岩崎1180番地1	〒福岡県飯塚市新立岩5-5
電話 0948-42-7431 FAX 0948-42-7093	電話 0948-22-5500 FAX 0948-25-6241
小竹町福祉課福祉係	香春町保険健康課高齢者支援係
〒福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番1	〒福岡県田川郡香春町大字高野994
電話 09496-2-1219 FAX 09496-2-1140	電話 0947-32-8401 FAX0947-32-4815
添田町高齢者支援係	赤村健康増進係
〒福岡県田川郡添田町大字添田2151	〒福岡県田川郡赤村大字内田1188
電話 0947-82-1232 FAX 0947-82-2869	電話 0947-62-3000 FAX 0947-62-3007
糸田町福祉課介護保険係	大任町福祉課福祉係
〒福岡県田川郡糸田町1975-1	〒福岡県田川郡大任町大字大行事3067
電話 0947-26-1241 FAX 0947-26-1651	電話 0947-63-3004 FAX 0947-63-3813
川崎町高齢者福祉課高齢者福祉係	福智町福祉課介護保険係
〒福岡県田川郡川崎町大字田原789-2	〒福岡県田川郡福智町金田937-2
電話 0947-72-3000 FAX 0947-73-2251	電話0947-22-7763 FAX 0947-22-0782
桂川町保険環境課医療介護保険係	
〒福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424-1	
電話 0948-65-1097 FAX 0948-65-3424	
北九州市八幡東区役所	福岡市東区役所
〒福岡県北九州州八幡東区中央1丁目1-1	〒福岡県東区箱崎2丁目54-1
電話 093-671-6885 FAX	電話 092-631-2131 FAX

6 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記の通り対応を致します。

①事故発生の報告

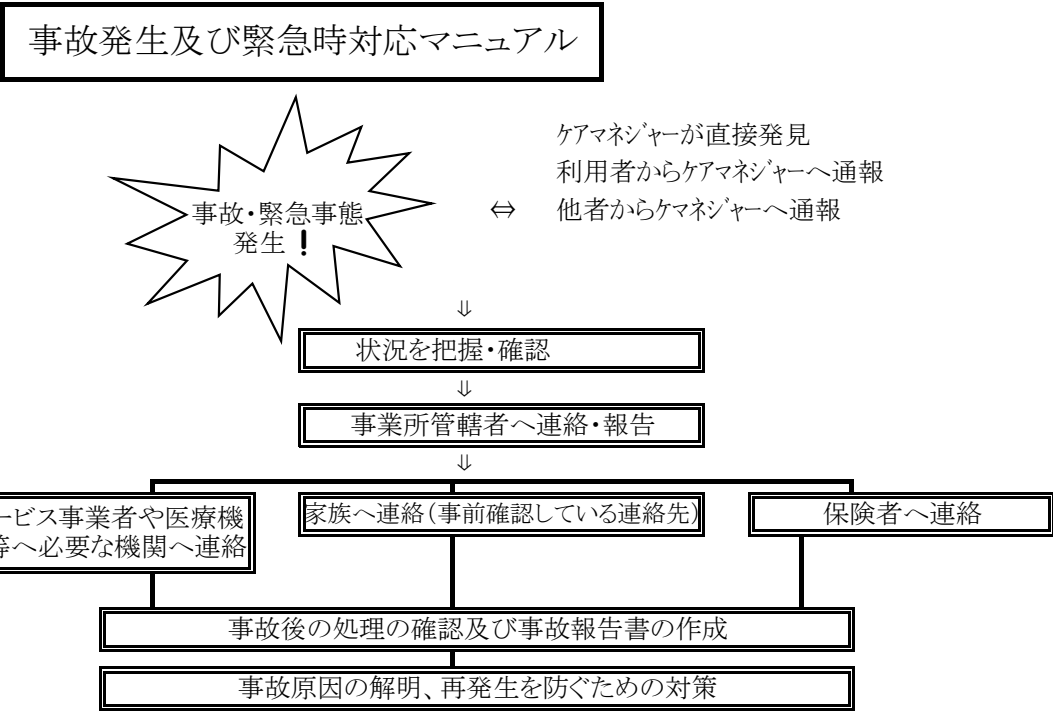
事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。



事故発生時の連絡先(電話) 0948-52-3509

1当事者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を行います

また、緊急の場合では、ほかの介護支援専門員が対応を行います。

営業時間外についても24時間対応を行います。

8 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。その事で利用者の疾患に対する対応を円滑に行う事を目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

10 秘密の保持

- ①事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

11 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来る事、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事は致しません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻りに居宅訪問(モニタリング)をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供する事で、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

12 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 事業所は、感染症は発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14 虐待の防止

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。
- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
 - ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

15 ハラスメント防止対策

事業者は、ハラスメントの発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所におけるハラスメント防止及び介護現場におけるハラスメント防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的に開催するとともに、介護支援専門員に周知徹底・啓発を図ります。
- ②ハラスメント防止のための指針を整備し、介護支援専門員に対しハラスメント防止のための研修を定期的実施します。

なお、ハラスメント行為などにより、介護現場において、健全な信頼関係を築くことができない、介護サービスを継続して円滑に利用して頂くことが出来ない、と判断した場合は合意のもとサービスの中止や契約の解除を行う場合があります。

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者により上記の通り重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明等における利用者等への説明・同意について、ア 書面での説明・同意等を行うものについて、磁気的記録による対応を可能とします。
イ 利用者等の署名捺印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の居宅介護支援契約書及び居宅介護支援重要事項の説明を行いました。

事業者名 心愛ケアプランセンター
所在地 〒820-0011
福岡県飯塚市柏の森36-5
管理者 毛利 亜由美
説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基ついで事業者からの居宅介護支援契約書及び居宅介護支援重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】

住所 〒

氏名

【署名代行者】

(署名代行事由)

住所 〒

氏名

(続柄)

心愛ケアプランセンターでは、利用者さまの個人情報について適切に管理しております。

ご意見やお聞きになりたいことは気軽に担当窓口にお問い合わせ下さい。

個人情報利用の目的

1, 事業所内での情報利用

- ① 利用者さまの介護・看護に係る業務
- ② 医療・介護保険請求業務
- ③ 会計業務
- ④ 事業所管理に必要な業務
- ⑤ 教育臨床実習
- ⑥ その他管理業務

2, 事業所外への情報提供

- ① 他の医療・介護機関等との連携
- ② 他の医療・介護機関からの問い合わせ
- ③ 医療業務の委託
- ④ 医療・介護保険機関への業務
- ⑤ ご家族等への説明
- ⑥ その他保険事務等

3, その他の利用

- ① 公的機関との連携
- ② 外部監査機関への情報提供

個人情報提供同意書

(サービス提供時における各事業所等への資料提供に係る同意書)

私は、夢ケアプランセンターを、私と契約した居宅介護支援事業者として認め、介護保
基づく、『居宅介護支援契約書』第13条(秘密保持)に関し、私は、より良い居宅サービス
(ケアプラン)の作成のために、サービス担当者会議等において、私及び家族の個人情報
契約の有効期間中用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

《利用者》 私は上記に同意いたします

住所 〒

氏名

《家族》 私は上記に同意いたします

住所 〒

氏名

《利用者代理人》 私は、利用者本人の意思を確認しました

住所 〒

氏名

《事業者》

住所 〒820-0011 福岡県飯塚市柏の森36-5

氏名 心愛ケアプランセンター

1. 心愛ケアプランセンター(以下、「事業所」という)は、提供・提出の同意を得た被保険者(以下、「本人」という)の情報を本人の居宅サービス計画(ケアプラン)の作成に係るサービス提供事業者等とのサービス提供会議において共通理解を促す目的以外には使用しません。
2. 事業者は、本人の同意を得ることなく、提供の同意を得た書類を居宅サービス計画の作成、サービスの提供に関連する事項以外に複写または複製を行いません。
3. 事業者は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるようにいたします。

